自転車指導啓発重点路線（大野警察署）

令和８年４月

令和８年４月１日から、１６歳以上の自転車の交通違反者に対して、交通反則通告制度（通称青切符制度）が適用されます。
警察では悪質危険な交通違反に対して検挙措置を講ずるなど、厳正に対処します。

①市道東中中挾南新在家線
中津川交差点～中挾交差点

選定理由
・沿線には陽明中学校、奥越明成高等学校があり、**自転車通学の学生**が多く、**並進**や**携帯電話を使用**する自転車も多い。

②県道皿谷大野線
三番交差点～中保南交差点

選定理由
・商業施設が建ち並んでおり、**買い物のための自転車利用者**が**人身事故**の被害に遭うケースも多く発生している。

自転車の主な違反
- 信号無視　・並進
- 通行区分違反（右側通行、歩道通行等）
- 携帯電話使用　・二人乗り
- 指定場所一時不停止　・傘差し運転
- イヤホン等使用　・無灯火

①、②の路線でよく見られる違反形態
並進　右側通行　信号無視
無灯火　携帯電話使用等

自転車に乗るときのルール

・自転車は車道が原則
７０歳以上の高齢者や１３歳未満の子供、標識で決められた歩道通行可能な場所、車道通行が危険な場合等を除き、車道通行が原則です。

・車道は左側を通行
自転車は左側に寄って通行しなければなりません。

・並進の禁止
自転車は、並んで走行してはいけません。

・一時停止義務
一時停止標識がある交差点では、停止線の手前で必ず一時停止しましょう。

・夜間のライト点灯義務
夜間、進路を通行する時は、灯火を点けなければいけません。

・二人乗りの禁止
幼児を幼児用座席に乗せるなどの場合を除き、原則禁止となっています。

・携帯電話等の禁止
携帯電話等で通話したり、画面を見ながら自転車を運転することは禁止です。

・ヘルメットの着用
交通事故から、頭部を守るためヘルメットを被りましょう。